

処分年月日	氏名	建築士の別	登録番号	処分の内容	処分の原因 となった事実	処分の理由
令和5年3月22日	沢田 真	二級建築士	岡山県知事登録 第8116号	戒告	岡山県内の建築物（木造、地上階数2、戸建て住宅、1戸）について、株式会社高橋建築二級建築士事務所の業務に関し、専任の管理建築士として、建築士法第24条第3項の規定に違反し、建築士事務所の業務に係る定められた技術的事項を総括することを怠り、事務所管理を行わなかったため、同事務所の従業員が確認済証等の偽造を行う事態を招いた。	建築士法第10条 第1項第1号